

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組みについて

令和7年7月1日

医療法人杏林会 今井病院

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者

院長：重沢 拓 看護部長：原 悦子

(2) 看護職員の勤務状況の管理

勤務時間：①40時間/週 以内

②連続勤務5日以内

③勤務状況の把握：有休取得率 時間外業務の把握

夜勤勤務：①夜勤明けの翌日は原則休み

(3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議

「各部門責任者会議」 1回/6ヵ月 4月：取り組みの見直し 10月：実施状況確認

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定・年に1回の見直しと職員への周知（院内掲示）

(5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開

院内掲示 ホームページ上公開

2. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善のための取り組み及び計画

(1) 勤務環境・処遇の改善

項目	取り組み
子育て中の職員への配慮	・時短勤務、育児休業延長ほか、勤務形態について個別相談・対応 ・子の看護休暇
配慮した勤務表作成	・夜勤明けの翌日は原則休み ・連続勤務5日までとする（40時間/週） ・“夜勤” “早番” 勤務配置による繁忙時間帯の業務分担配慮 ・業務に必要な研修等は勤務扱い
多様な勤務形態採用	・時短勤務 夜勤免除 指定休 等への対応
看護職員の適正配置	・看護職員の積極的な募集活動 採用活動 ・様式9 による人員配置基準より余剰をもった配置数とする ・欠員がある時には他部署からの支援を要請し援助
メンタルサポート	・1回/年 厚生労働省 「こころの耳」ストレスチェック ・ハラスメント対策 院内研修実施
看護補助者活躍推進への取り組み	・「看護補助者活用のための看護管理者研修」に看護師長が参加する 全病棟師長が研修受講完了後、主任、副主任の受講を予定
渡航労働者の採用促進	・特定技能研修修了・渡航労働者（看護補助）採用による人材確保

(2) 看護職員と他職種との業務分担

項目	取り組み
病棟内環境整備	病棟内清掃業務を一部業社委託し業務軽減
洗濯物取り扱い	患者の社会背景に応じて業者委託し業務軽減
患者の移送・移動	担当看護師の指示のもと状態が安定している、軽介助での移動が可能な患者の移動・移送については看護補助者が行う
身体の清潔ケア 日常生活援助	看護師が主として実施 看護補助者は看護師の指示のもとで実施

(3) 看護職員と他職種との業務分担 各部門別

項目	取り組み
各部門責任者会議開催	会議にて日本看護協会 「看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト/シェア」に関するガイドライン及び活用ガイドを基に業務分担について検討する
薬剤部	・各病棟担当薬剤師を配置することにより適正な薬剤使用、管理を行う ・病棟配置薬などの一部管理業務を担う 病棟ストック薬の期限・定数確認 定期処方薬の管理を看護師と共に担う
リハビリテーション科	・病棟でのトランスファーなどの ADL 動作の指導、相談に応じる ・身体拘束を実施している患者のリハビリテーションにおいて、拘縮予防や血栓予防（血液循環）に配慮したマッサージを実施している ・言語聴覚士が病棟で摂食嚥下訓練を実施し、看護師の負担軽減を図る ・リハビリ介入患者への口腔ケアの実施 ・リハビリ介入患者への喀痰吸引の実施（院内研修後に実施）
中央検査科 臨床検査技師	・翌日採血管の準備を検査課が行い各部署へ配布 当日の検体回収（急性期病棟 療養病棟）を検査科が行う ・外来 採血室業務を実施 ・コロナウイルス感染症 流行期における検体採取時の運搬 メッセンジャー業務を担う ・ポータブル心電図測定機を用いて、病棟内で可能な患者の検査を実施し、看護師の負担軽減を図る
放射線科 放射線技師	・ポータブル撮影機を用いて、病棟内で可能な患者の撮影を実施し、看護師の負担軽減を図る ・CT MRI 検査等における患者の移送を看護師と行う
地域医療連携課	・転院・紹介入院調整 ・MSW と協働での入退院支援及び業務分担
総務課	・面会における入館時検温 入館手続き等の面会者対応
医事課	・コストなどのカルテの整合性確認、管理
SPD	・SPD システム運用による医療機材・医療材料等の管理 補充

(4) 新興感染症に対する処遇

項目	取り組み
職員が新興感染症に罹患した場合	有休が不足している場合等においては、ライフサポート特休の活用

(5) 不妊治療中の看護職員への処遇

項目	取り組み
不妊治療中の看護職員への処遇	妊孕性に配慮し、保険適応年齢までライフサポート特休（無制限）とする

(6) 職員及びその家族が体調不良により医療機関を受診した場合の処遇

項目	取り組み
職員及びその家族が体調不良により医療機関を受診、介護による休みについての処遇	職員及びその家族（2 親等以内）が医療機関を受診、介護による休みについて、有休が不足している場合等においては、医療機関受診証明書（領収書など）の証明書類提出があれば、ライフサポート特休の活用が可能